

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 日

各都道府県子どものための教育・保育給付交付金御担当者 様

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
給付第一係、第二係

令和 4 年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和 4 年度補正予算における公定価格の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
表題の件について、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 5 年内閣府告示第 17 号。以下「改正告示」という。）が 2 月 20 日付けで公布され、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用することとしております。

今般の改正の趣旨・内容及び留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関に対して周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、改正告示による改正後の「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号。以下「新告示」という。）別表第 2 及び別表第 3 が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間は、改正告示附則第 2 項により、新告示別表第 4 及び別表第 5 がそれぞれ適用することとなりますのでご注意ください。

記

1. 公定価格告示改正の趣旨・内容について

- (1) 公定価格において、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を引き上げるものであること（保育士・幼稚園教諭等人件費 対前年度+1.2%程度（当初予算▲0.9%、補正予算2.1%程度））。
- (2) 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）に定める国家公務員給与改定対応部分による補助を受けた施設については、令和5年3月分の公定価格において国家公務員給与改定対応部分による補助を受けた金額と同額を減額する調整項目を追加すること。

2. 改定による引上げ分の使途等について

各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の推進や処遇改善等加算の残額発生抑制に資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報（各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等）に基づき、今般の改定の影響額（追加支給見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等）を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。

今般の改定による公定価格の増額分は人件費であり、処遇改善等加算による賃金改善の起点にも反映すべきものであることから、迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払（実際の支払いが翌年度となる場合においても、今年度の追加的支払分であることを賃金の項目上明確に管理すること。）及び法定福利費等の事業主負担に充てるよう、各施設・事業者に指導するとともに、今般の改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者に要請すること。

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

処遇改善等加算における賃金改善の起点となる「起点賃金水準」は「基準年度の賃金水準」に「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」（以下「人件費改定分」という。）を合算した水準としているが、令和4年度の処遇改善等加算における「人件費改定分」の算定に用いる改定率については、以下のとおりであること。

なお、提出済みの賃金改善計画書について今般の増額改定を反映した修正を行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要であること。

<令和4年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所：	9.0%
基準年度が平成26年度の施設・事業所：	7.0%
基準年度が平成27年度の施設・事業所：	5.1%
基準年度が平成28年度の施設・事業所：	3.8%
基準年度が平成29年度の施設・事業所：	2.7%
基準年度が平成30年度の施設・事業所：	1.9%
基準年度が令和元年度の施設・事業所：	0.9%
基準年度が令和2・3年度の施設・事業所：	1.2%

(参考) 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善計画書における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の算定方法(処遇改善等通知第4の2(1)キ※2)

利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの人件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

【本件担当】

内閣府子ども・子育て本部
参事官(子ども・子育て支援担当)付
給付担当
連絡先：03-5253-2111(代表)
内線 38346・38345・38343